

保健福祉センター分館における結核対策に関する業務
会計年度任用職員要綱

1 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、保健福祉センター分館における結核対策に関する業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

会計年度任用職員は、次の内容を総合的に勘案して任用する。

- (1) 筆記試験または論述試験（小論文）
- (2) 口述（面接）試験

3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

4 業務内容について

会計年度任用職員の業務は、次のとおり定める。

会計年度任用職員は、西成区保健福祉センター分館において、次の業務に従事する。

- ・ 結核健診受付等の結核健診業務
- ・ データ入力等管理業務補助
- ・ その他分館結核対策業務補助（窓口・電話対応含む）
- ・ 分館結核対策担当庶務業務補助（精神保健福祉相談業務含む）

5 勤務時間等について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は、次のとおり定める。

(1) 勤務日数

月曜日から金曜日のうち本市が指定する4日間

(2) 勤務時間

午前9時00分～午後5時15分

(3) 休憩時間

45分

6 実施細目

この要綱の実施について必要な事項は、西成区長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。